

学校いじめ防止基本方針

令和6年4月

笛吹市立芦川小学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校・家庭・地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命または心身に危険を生じさせる恐れがあり、すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ防止は校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学級・学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく。

ここに、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条の規定及び国・県・市のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第1章 第2条）

(3) いじめに関する基本的認識

「いじめ」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組む。

- ①いじめは、人間として決して許されない行為である。
- ②いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。
- ③いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめは、様々な様態がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校・家庭・社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ防止対策の組織

「いじめ防止」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、全教職員で共通理解を図り、学校全体で組織的ないじめ防止対策を行う。定例のいじめ防止対策委員会を学期に1回程度開催する。

「いじめ防止対策委員会」の構成員……………校長，教頭，生徒指導主任，各担任

3 未然防止の取組

「いじめはどの子供にも起こりうる」という認識を共有し，全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組むことが重要である。

未然防止の基本は，好ましい人間関係を築き，確かな学力と豊かな心を育て，望ましい態度で授業や行事に主体的に参加し活躍できる「学級づくり・学校づくり」を進めていくことである。

すべての児童が活躍できる場面をつくり出す視点で，「授業づくり」と「集団づくり」を進めるとともに，「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学級・学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係・学校風土をつくり出していく。また，日常生活においても児童への細かな配慮に心がけることで，いじめの未然防止につなげていく。

<具体的な取組>

- (1) 児童の「居場所づくり」「絆づくり」を行い，よりよい集団づくりに努める。
- (2) 思いやりの心の育成や規範意識，基本的生活習慣の醸成に努める。
- (3) わかる授業づくり，すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
- (4) 全教職員が一致協力して，いじめ防止に取り組む強い姿勢を確認し合う。
- (5) 職員会議，校内研究会等，常に児童を主役とした話題で意思疎通を図る。
- (6) 日頃から保護者，地域住民や関係機関等との連携を密にしておく。

4 早期発見の取組

いじめは，早期発見が早期解決につながる。早期発見のために，日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努める。

いじめは，教職員や大人が気付きにくいところで起きており潜在化しやすい。児童の些細な言動から小さな変化を敏感に察知し，表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め，いじめを見逃さない教師としての力量を向上させることが求められている。

そのためには，日頃から児童と接し信頼関係を築く中で，児童が示す変化や危険信号を見逃さない意識を保つことが大切である。また，定期的なアンケート調査や教育相談の実施により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，実態把握に取り組むことも必要となる。さらに把握した内容を教職員間で共有し，必要に応じて保護者とも連携して情報を収集するように努めたい。

<早期発見のための手立て>

- (1) アンケート調査
- (2) 個人ノート，生活ノート，日記
- (3) 個人面談
- (4) 教育相談
- (5) 日々の観察
- (6) 本人からの相談
- (7) 周りの友だちからの相談
- (8) 保護者からの相談
- (9) 地域の方からの情報

5 児童への細かな配慮

いじめの未然防止には，社会の状況の変化による多様性を認識した児童の背景にも配慮する必要がある。

発達障害を含む障害のある児童，海外から帰国した児童や外国人の児童，国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童，性同一障害や性的指向・性自認に係る児童等，学校として特に配慮が必要な児童については，日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。

6 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には，特定の教職員で抱え込まず，速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度で加害児童を指導する。その際，謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく，社会性の向上等，児童の人格の成長に主眼を置いて指導を行うことが大切である。

全教職員の共通理解の下，保護者の協力を得て，関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

(2) 具体的な取組

①いじめの発見・通報を受けた時の対応

遊びや悪ふざけなど，いじめを疑われる行為を発見した場合，毅然とした態度で指導する。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに，発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，「いじめ防止対策委員会」において直ちに情報を共有する。

②いじめられた児童及びその保護者への対応

いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。また，家庭訪問等により，その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え，いじめられた児童を徹底的に守り通すことや秘密を守る方針を伝える。

③いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，学校は，組織的にいじめを止めさせその再発を防止する措置を取る。

いじめた児童への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。なお，いじめを加えた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。

④いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても，自分の問題として捉えさせる。また，はやし立てるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

なお，学級あるいは全校で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識と態度を行き渡らせるようにする。

⑤ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については，被害の拡大を避けるため，直ちに削除する措置を取る。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス），携帯電話のメールを利用したいじめなどについては，保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(3) いじめ解消の判断基準

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「山梨県いじめの防止等のための基本方針」では，いじめが解消している状態とは少なくとも以下の二点の要件が満たされている

ものとしている。

①いじめに係る行為が止んでいること

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

また、これらの要件が少なくとも3ヶ月を目安に継続しているとして判断をすると同時に、再発を防止する観点からも日常的に注意深く観察する。なお、いじめが解消に至っていない段階は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全安心を確保する。

(4) 重大事態への対処

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」(いじめ防止対策推進法第28条)である。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を負った場合 ○精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

「相当期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(「いじめ防止のための基本的な方針」より)

- ① いじめの重大事態については、基本方針及び「調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。
- ② 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ③ 学校は重大事態が発生した場合は、市教育委員会に事態発生について報告する。